

「循環型社会を目指した基本法」

神奈川県技術士会環境マネジメントセンター 奥村貞雄

1. 「もったいない」という言葉

この6月17日、政府は、上記言葉をキャッチフレーズに、平成17年度版「循環型社会白書」と「環境白書」を閣議決定しました。「もったいない」という言葉は、ケニアのノーベル平和賞受賞者、ワンガリ・マータイさんが2月に来日した際、世界に広めたいと語った言葉です。前述の白書では、「もったいない」という言葉の定義として「物の値打ちを余すことなく使い切る」としており、将に、循環型社会を目指した基本法の原点がここにあると思います。又、この言葉は、現在、企業経営に携わっておられる方々にとっても、とても意味のある言葉だと考えます。

2. 循環型社会形成推進基本法の趣旨

「もったいない」という言葉の対極に、「大量生産、大量消費、大量廃棄」という言葉で代表される経済社会があったことはご存じだと思います。その当時、産業廃棄物の発生量は年間約4億トンと言われ、リサイクル率の低迷、最終処分場等の取得難、その結果生ずる、不法投棄の問題等々、大きな社会問題として取り上げられておりました。

この状況から、「もったいない」という精神に基く、生産から流通、消費、廃棄に至る、原料や製品の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成する事が急務であるとの考え方が生まれました。

この結果として、従来からある「環境基本法」だけでは、上記諸問題の対策の枠組みを示し得ないとして、2階建てとも云われる、「循環型社会形成推進基本法」(略して循環型社会基本法)が、平成12年5月26日成立し、6月2日に公布されました。

この法律は、一言で言いますと 廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基礎を確立すると共に 個別の廃棄物・リサイクル関係法の整備と相俟って、循環型社会の形成に向け実効ある取組みの推進を図るものだとされています。

3. 循環型社会形成推進基本法の概要：(以下の6項目から成立しています)

(1) . 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、 廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、及び 適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し環境への負荷が できる限り低減される社会だと提示しています。

(2) . 法の対象となる廃棄物等のうち、有用なものを「循

環資源」と定義

法の対象となる物を、有価、無価を問わず「廃棄物等」とし、このうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的利用を促進することとしています。

(3) . 処理の「優先順位」を初めて法制化

処理順位として、 発生の抑制(リデュース)、 再使用(リユース)、 再生利用(マテリアル・リサイクル)、 熱回収(サーマル・リサイクル)、 適正処分と明確に決めています。

(4) . 国、地方公共団体、事業者、及び国民の役割分担を明確化

(5) . 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

平成15年3月14日、法律の期限(平成15年10月1日)を半年以上前倒して、基本計画は閣議決定の上、国会報告されました。(数値目標:平成22年度対象)

(6) . 循環型社会形成のための国の施策を明示

廃棄物発生抑制のための措置、 排出者責任徹底のための規制措置、 拡大生産者責任を踏まえた措置等を明示しています。

4. 事業者の責務と基本計画の数値目標

基本法第11条に事業者の責務が述べられています。ここでは、廃棄物・リサイクル対策に対する2つの原則について述べ、第11条との関連について触れておきます。

排出者責任の原則: 廃棄物を排出した者がその適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであると云うもので、第11条1項では、廃棄物を排出した事業者は自己の責任において、その排出物に対し適正な循環的な利用、又は処分をすべきと規定しています。

拡大生産者責任の原則: 生産者はその生産した製品が使用され、廃棄された後においても、製品の適正なリサイクルや処分について、一定の責任を負うと云うものです。第11条2項では、生産事業者は製品の耐久性向上への設計配慮とリサイクル・廃棄を念頭にした材質・成分の表示等の責務を、又、3項では、引き取り・引渡し、又は循環的利用を行う責務を規定しています。

基本計画では「循環型社会形成のための数値目標」として、平成22年度を目標年次として、循環型社会の達成度合いを把握するための物質フローに関する目標(マクロ)と、循環型社会へ向けた各主体の施策・取組を測るための目標(ミクロ)が設定されています。廃棄物の削減目標等、企業としても参考にされると良いと思います。